

イリノイ州の監護法制の概要

イリノイ州法において、家族に関連する制定法は個別に複数あり、その中で監護権に関連する規定を有する制定法は「イリノイ州婚姻および婚姻の解消法 (Illinois Marriage and Dissolution of Marriage Act (750 Illinois Compiled Statutes 5))」である。同法は、第一編：一般規定 (General Provisions)、第二編：婚姻 (Marriage)、第三編：婚姻の無効の宣言 (Declaration of Invalidity of Marriage)、第四編：解消および法的別居 (Dissolution and Legal Separation)、第五編：財産、扶養および弁護士費用 (Property, Support and Attorney Fees)、第六編：監護権 (Custody)、第七編：雑則 (Miscellaneous)、第八編：適用および可分性 (Application and Severability) の八編に分かれており、第六編において監護権に関する規定が置かれている。

同州の成年年齢は 18 歳であり、未成年の子とは 18 歳未満をいう。婚姻中は父母双方が子の親であり監護権者であるが、離婚後においては、子の最善の利益を基準として裁判所が子の監護権者を決定する。イリノイ州においては、共同監護が認められている。監護権が付与されなかった者には訪問権が付与されうる。婚外子の場合には、事実主義のもと、親子関係が確定していれば、監護権が付与されうる。いずれも、離婚後の子の監護権の問題と同様に、子の最善の利益が判断基準となっている。なお、同州のハーグ条約の執行法にあたる制定法として、「統一子の監護権に関する管轄権および執行法 (Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act (750 Illinois Compiled Statutes 36))」がある。